

集団の機能的自律性

— 概念の明確化および成立条件
検討のための予備的考察 —

(昭和45年12月1日 原稿受理)

石 川 実

1 はじめに

いわゆる古典的デモクラシーの終焉は、それが依拠した理念の崩壊、つまりオブティミスティックな人間観（個人の良心と人間の合理性への全面的信頼）およびスミスの社会観の崩壊という側面から説明される場合¹⁾と、社会構造の変動および政治過程へ参与する人びとの変質という側面から説明される場合²⁾がある。

もともとデモクラシーの存立は、政治体系の規模と、その内部的な集団の布置連関に関する二条件、すなわち政治体系の小規模性と、体系内部における、平均化された諸集団の多元的存在とを前提としている³⁾。だから、政治過程への参与人口が増加し、政治体系が肥大化するとき、デモクラシーはすでに破綻の危機を迎えていると言ってよい。（この時点で、少なくとも古典的デモクラシーは制度的に終焉を迎えるわけである）。こうした破綻の補償は、他の一つの条件、つまり諸集団の多元性を懸命に確保し、より緊密な有機的集積化をはかることによってのみ、かろうじて可能である。（この条件が充たされる時、大衆デモクラシーを維持する最低限の条件だけは確保されていると言える）。政治体系内における諸集団の有機的集積は、個人と国家とを媒介する中間集団（intermediate groups）⁴⁾の重層的な存在を前提としている。その意味で、中間集団の欠如は政治体系の両極分解を招き、全能の国家と原子化した個人の直接的対峙を招くという指摘が多くの社会思想家、社会学者などによってなされてきた⁵⁾。しかし、その多くは政治学的コンテクストにおいて語られたにすぎない。

ところが、デュルケームはこの問題を、道徳および社会規範の問題に結びつけ、媒介項としての職業集団に道徳的秩序の回復者の役割を期待した。つまり、個々の地位・役割の機能的活動を熟知し、それらの欲求を看過することなく捉えうる職業集団が個人と社会とを媒介することにより、社会的無規制状態を抑制できると彼は考えた⁶⁾。その意味で、デュルケームは、中間集団の概念を社会と個人との調整の問題に普遍化する方向を拓いたと言える。こうしたデュルケーム的コンテクストにしたがえば、現代の巨大社会と原子化したマス（masses）の存在、あるいは巨大組織と部品化した無力な個人の存在という状態は、中間集団の無力化という観点から捉えなおすことができるだろう⁷⁾。そしてそのようなアプローチによれば、中間集団は対外的に自律性（autonomy）を保持し、対内的には集団成員に対する包括性を確保することによって、はじめて望ましい媒介機能を果たすことができると見られている⁸⁾。中間集団の自律の程度いかんによって、社会組織とそれに所属した個人は〈丸抱え〉（系列化）されたり、集団ぐるみ孤立したり、巨大組織の支配

圏外に逃避したりすることを余儀なくされる。したがって、中間集団の媒介機能のカギは、その自律性にあると言ってよい。中間集団に所属する個人の要求（個人の欲求の充足集を団に期待する）と、中間集団を内包する社会体系の要求（要件充足の欲求）との衝突が、中間集団の自律性をめぐって展開されるわけである。

そのような観点に立つかぎり、集団の自律性はどのような条件のもとに成立し、維持されるのかという問題が当然提起されるだろう。しかしながら、われわれが集団を行動主体とみなすとき、常に自明のこととして語られる〈集団の自律性〉とはそもそも何なのかということ、つまり集団の自律性の概念そのものが元来不明確であることにわれわれは気づくのである。したがって、ここでは集団間の機能的諸関係について語られる〈自律性〉なるものに一応の見通しをつけることを当面の課題として設定する。だが、それはあくまでも自律性の成立可能性（自律性なるものが現実に成立しうるのかという問題も含めて）およびその条件をさぐる途上の一課題であることを断っておきたい。

- 1) E. H. Carr, *The New Society*, 1951, (清水幾太郎『新しい社会』, 岩波書店, 1953, pp. 90—116).
- 2) C. W. Mills, *The Power Elite*, Oxford University Press, 1956, (鶴飼信成・綿貫譲治訳『パワー・エリート』東大出版会, 1958, pp. 497—507).
- 3) S. M. Lipset, M. A. Trow, & J. S. Coleman, *Union Democracy*, Free Press, 1956, pp. 13—15.
- 4) W. Kornhauser, *The Politics of Mass Society*, Free Press, 1959, (辻村明訳『大衆社会の政治』, 創元新社, 1961) 参照。
- 5) トクヴィル, ラスキ, レーデラー, マンハイム, S. ノイマンなどが主要な論者である。
- 6) E. Durkheim, *Leçons de sociologie*, Presses Universitaires de France, 1950; *Id.*, *De la division du travail social*, (P.U.F.), 1893, (井伊玄太郎・寿里茂訳『社会的分業論』, 理想社, 1957, 第二版序文)参照。
- 7) W. Kornhauser, *op. cit.*; および, 石川実「大衆社会の集団構造」, 『ソシオロジ』第15巻, 第2号, 1969, 参照。
- 8) リプセットらは、政治構造における中間集団が二つの機能をもつことを期待する。一つは「中央機関 (central body) の権力に対抗する」機能 (対外的機能) であり, 他の一つは「成員の政治的包絡を増進する」機能 (対内的機能) である。cf. S. M. Lipset *et al*, *op. cit.*, pp. 80—81.

ミルズは、中間集団に、独立性と個人に対する把握力とを期待している。cf. C. W. Mills, *op. cit.*, (同訳書 pp. 510—511).

さらに、コーンハウザーは、中間集団の強さ = 自律性と包括性の強さだと見る。cf. W. Kornhauser, *op. cit.*, (同訳書 p. 99).

2 <自律性>の用例検討

「20世紀の世界においては、自律的な小都市 (small town) というジェファソンの理想は時代錯誤なものになった。権力は地方から、統治・産業・財政の大中心地に移行しつつある。もしも小都市が生き残りうるとしたら、それは各地方における生活の自律的センターとしてではなくて、遠方の権力センターの、半独立的な代理機関としてである」¹⁾。

上の引用は、単に中間集団としてのコミュニティの機能衰退に関する叙述を例示するた

めのものではない。それはもちろん中間集團の機能衰退を叙述した例であるとともに、「自律性」という語の最頻的な用例の一つとしてとりあげたものである。このような形で「自律性」に言及した例はおびただしい数にのぼる。にもかかわらず、集團の「自律性」の概念内容を規定して用いた例はきわめて少数である。したがって、ここではまず「自律性 (autonomy)」なる語のいくつかの用例をさぐり、そのなかから概念内容の特徴を(同一学者の多岐にわたる用法も、その概念を構成する要素ごとに分断して)抽出し、概念像を浮き彫りする手がかりとしたい。

(1) 自発性・自由・自立——つまり、単に環境からの統制を排除し、自己の自発性を貫徹しうる可能性、あるいは意思決定能力の保持を「自律(性)」と規定した例。

ホマンズは、ギャング集團の行動にふれた個所で、自律性を程度問題だとまず規定し、一定の環境のなかで、自己の自発性を貫きうることを自律的だとする。

(a) 「(ギャングの一筆者補) 集團行動の大部分はきわめて自発的なものであった。言い換えれば、それが環境によって直接左右されることはなかったということである。自律性というものは常に程度の問題であること、またいかなる集團といえども環境の影響を完全に免れることはありえないということを心にとめておける限り、上のような理由から、われわれはノートン一味を自律的集團と呼んでよかろう。」²⁾

ホマンズの用例は日常の社会集團に関するものであるが、次にあげるラスウェル＝カプランの用例は國家の自律性に関するものである。

(b) 「衛星國は主權 (sovereignty) をもつけけれども、最上權 (supremacy) をもたない。それは衛星國が、權威 (authority) を留保しながらも外からの統制下におかれているからである。ある政治的統一体の内部で最上權をもつということは、自己決定權をもつということなのだ。これが公式化されている場合、われわれはそれを自律 (=自治一筆者補) という。この規定にしたがえば國家はすべて自律的であり、衛星國は自己決定權を欠いているわけだ。」³⁾

ここでは、自律と自治とがほぼ同義に用いられている。(自律の意味内容と自治の意味内容とが一致する部分と、そうでない部分との吟味は、また当然意義をもちうるわけだが、ここ当面の問題としてとりあげるつもりはない。)

ブラウも、同じく意思決定能力についてふれているが、専門化した各部分が自らの専門機能遂行のためにもつ自律性について次のように述べる。

(c) 「一國の政治組織体の構成要素となる行政部門や機關は、相互に、または中央政府それ自体との間に葛藤を生み出すことがしばしばある。葛藤が生ずるのは、各部門・各機關の政策がそれぞれの特種な機能の要請するところにしたがって決定されるからであり、もっぱら中央の政治的權威の指令にもとづいて決定されるのではないからである。このことは、各部門が何らかの自律性をもっているということの意味する。」⁴⁾

以上のいくつかの例とはややコンテクストを異にして、依存性の問題にふれてはいるけれども、少なくとも独自の意思決定能力によりコミュニティの自律性を規定している点では上の二例と同じカテゴリーに属するものにウォレンのそれがある。

(d) 「コミュニティの自律性は、依存、ことに全国的な規模の企業体 (national corporations) や連邦機關のごとき超コミュニティ体系への依存の対極に位置する。コミュニ

ティに対するこうした価値規定は、〈大衆社会〉に対する反作用という形をとる。つまりローカルな決定はローカルに行なおうという欲求となってあらわれる。⁵⁾

以上に例示した用例におけるほど明示的な形で言及されてはいないにしても、自律性という用語のなかに含まれる〈～からの自由・～する自由〉、あるいは自立 (independence) という特性は他のあらゆる用例のなかにも伏示的な形で含まれており、自律性概念の中核をなす特性である。だが、自由あるいは自立という特性は、自律性の中核ではあっても、その概念内容に関するなにもものをも明らかにしえない。われわれが追求するのは、そのような自由・自立性がいかなる要素によって構成されるかという問題も含めたものでなければならない。そうした構成要素と抱き合わせにされてこそ、はじめて自律性の概念内容が相貌をあらわすと考えられる。

次に二種の用例群を示すが、一つは、集団の欲求充足をはかるさいに他の集団や制度へ依存する程度の低さ、言いかえれば欲求の自足度の高さによって自律性を規定したものであり、もう一つは、他集団の欲求充足に当該集団がどれほど貢献するか、他集団から当該集団への依存度がどれほど高いか、言いかえれば、他集団からみた当該集団の不可欠性の程度によって自律性を規定したものである。こうした二種の用例群のなかには、自律性の構成要素への言及をみることができよう。

(2) 集団欲求の自足度——つまり他集団への依存度の低さをあげた例。

自由・自立によって自律性を規定する立場には、体系、ないし同体系内の他集団との機能的関係という観点は明確にあらわれていなかったのに対し、この見方はそうした観点をあきらかに保持している。まず、マートンによれば、

(a) 「集団は、みずからの機能を遂行し、みずからの目的を達成するにあたり、(より大きな) 社会内の他の集団や制度に依存するものから、自足的なものに至るまで、その程度がさまざまに異なる。集団は、その機能要件の一つ二つをみずからは充足することがない場合でも、その社会の他の集団が肩代りして要件を充足してくれている限り、活動しつづけることができる。完全な自律を装うものも、社会学的に考察すれば、そうでない場合がしばしばである。たとえば、イスラエルにおけるキブツは、イスラエル経済やイスラエル社会の他の諸部分が彼らの本質的要件を充足してくれなければ、またイスラエル以外の経済や社会からの資源提供がなければ、その本来の社会主義的性格を保つことはできないだろう。⁶⁾

マートンのこの論述においては、依存・非依存という機能的関係への言及とからみあって、完全な自律性 (full autonomy) と不完全な自律性との区別が行なわれているようだ。彼が「完全な自律」というとき、そこには、上位体系にも、同位他集団にも依存しない、全く自足的な存在が想定されてはいはしないか。そのような完全自足性をもって「自律性」を規定する観点は、コミュニティの維持に関心をもつ人びとの観点と結びつく。たとえば、マーチンデール＝ハンソンは、企業経営・政治・教育・医療などにおいて、他の地域の制度に全く依存せず、完全な自足性をもちうることによってコミュニティの自律性は保持されると考えている⁷⁾。だが、ここにはきわめて大きな論理上の問題が潜んでいると考えられる。というのは、もし自ら以外のいかなる集団・制度にも依存しない完全な自足的集団が存在すると仮定すれば、その集団はすでに、ある意味で一つの閉鎖的体系

(closed system) であって、当該集團とそれを含む体系との間の機能的関係を想定する余地を残さないものである。完全な自足性をもった集團は、それがいかに多数存在しようとも、そこに集團間の相互依存関係は存在しないわけである。したがって、そのような集團間の相互依存関係によって成立するところの、社会体系という観念はかなたに押しやられてしまうだろう。また、いささかの相互依存関係も想定しえないところには、機能的自律性の観念も成立しないと言えよう。

さて、すべての社会学者のなかで、機能的自律性の問題をおそらくもっとも包括的にとりあげ、しかも体系と諸部分あるいは諸部分同士の中の相互依存関係と均衡という問題を体系の変動にからめて分析しようとしたゴールドナーは、機能的自律性を次のように規定する。

(b) 「部分の諸欲求を充足するにあたり、それを内包する体系 (parasystem) に完全に依存しないこと」⁸⁾ であり、したがって、

(c) 「ある体系内における部分の自律性とは、部分が体系から切り離されても存続 (survive) する可能性のことだと言ってよい」⁹⁾

さらに、体系からの分離後の存続を保障する手段として体系外への依存を示唆して次のように述べる。

(d) 「ある組織体の部分の機能的自律性 (という概念—筆者補) のおおむね指示するところは、少なくとも商業社会においては、組織体外の財源から、独立した資金を調達する程度のことである。」¹⁰⁾

(3) 体系にとっての不可欠性——つまり体系が部分に依存する度合によって規定した例。

部分の依存度の低さ、または自足性の大きさによって機能的自律性を規定した例は、以上のほかにもいくつかあるわけだが、逆に体系にとっての、部分の不可欠性にもとづいて機能的自律性を規定した用例は稀である。だが、そうした不可欠性は自律性の構成条件として重要であると考えられる。少数用例のうちの一つとして、リプセットらのそれを次にあげたい。

(a) 「組織体は、統治機関が無視したり分離したりできないような自律的活動を行ないうる。」¹¹⁾ これは原文に則して言えば、自律的活動すなわち統治機関が無視することも、また分離することも不可能な活動ということである。もしある部分の活動が、体系にとっても他の諸部分にとっても、いずれも没機能的である限り、何らの影響も与えない。だがその活動が機能的であれば、体系はその機能によって維持されているわけであるから、それを無視することも分離することも不可能であり、その活動は体系にとって不可欠である。逆に、その活動が体系にとっても部分にとっても逆機能的であるなら、それは悪影響を与えるわけだから、体系はそれを無視するわけには行かないけれども、分離することは可能である。分離されてしまえば、もはや機能的自律性は問題とならない。部分が体系に対して積極的な自由をもち、より大きな影響力・発言力をもつのは、その部分の活動が体系にとって不可欠のものである場合であろう。

不可欠な機能を果たしている部分をもつ自律性については、ブラウも次のように述べている。

(b) 「権威筋の代表によって公式に承認され、合法化され、しかも組織体の目的達成に必須

の機能を果たしているような専門化した諸部分は、何らかの自律性をもつものである。』¹²⁾

以上の用例のなかに見られた、機能的自律性の諸特性をごく簡単にまとめておくと、部分の機能的自律性とは、部分が他に対して自主的意思を貫徹しうる可能性をもった自由・自立性のことであり、その可能性を保障する条件は、部分の欲求の自足度の高さと、体系に対する部分の活動の不可欠性の大きさ、の二つであると言える。

- 1) D. Martindale and R. G. Hanson, *Small Town and the Nation*, Greenwood, 1969, p. xiv.
- 2) G. C. Homans, *The Human Group*, Harcourt, 1950, p. 157.
- 3) H. D. Lasswell and A. Kaplan, *Power and Society*, Yale University Press, 1950, p. 258.
- 4) P. M. Blau, *Exchange and Power in Social Life*, Wiley, 1964, p. 288.
- 5) R. L. Warren, "Toward a Non-Utopian Normative Model of the Community," *American Sociological Review*, Vol. 35, No. 2, 1970.
- 6) R. K. Merton, *Social Theory and Social Structure*, Free Press, 1957, p. 322.
- 7) D. Martindale and R. G. Hanson, *op. cit.*, pp. 16f.
- 8) A. W. Gouldner, "Reciprocity and Autonomy in Functional Theory," in L. Z. Gross, (ed.), *Symposium on Sociological Theory*, Row, 1959a, p. 259.
- 9) *Ibid.*, p. 254; *Id.*, "Organizational Analysis," in R. K. Merton *et al*, (eds.), *Sociology Today*, Basic Books, 1959b, p. 419.
- 10) A. W. Gouldner, *op. cit.*, 1959b, p. 420.
- 11) S. M. Lipset *et al*, *op. cit.*, p. 254.
- 12) P. M. Blau, *op. cit.*, p. 287.

3 機能的自律性の概念における理論的 含意 (Theoretical Implication)

上の用例群においては明示的にあらわれていないけれども、機能的自律性の概念のなかには、少なくとも次にあげるような四つの理論的な含みがあると思われる。機能的自律性の概念やその成立条件を検討するにさきだって、この点にまず留意する必要がある。

(1) 機能的統一の公準の排除

よく知られているように、社会体系内のあらゆる部分は、一体系とみなされた社会とその社会の全成員に対して一様に機能を果たし、かつそうした諸機能の無葛藤的な統合によって体系は成立するという、いわゆる機能的統一の公準がある。マートンによってすでに批判されたところであるが¹⁾「ある特定の社会慣例 (usage) の機能は、それが全社会生活に対し、全社会体系の機能作用として果たしている貢献である。こうした見解は、社会体系が (中略) 機能的統一ともいふべき、ある種の統一性をもつという意味を含んでいる。機能的統一とは社会体系のあらゆる部分が、かなりの調和または内的な論理一貫性をもって (中略) 協働する状態だと定義づけてよい」²⁾ というラドクリフ＝ブラウンの論述のなかにそのような見解はもっともよくあらわれている。だが、もし社会体系内のあらゆる集団や制度がその活動欲求として、体系の維持存続に不可欠の機能の遂行のみをめざし、同時に用具的な (instrumental) 集団目標 (それは社会体系からの <天下り目標> である)

の達成のみによって集團内の統合が充分維持されうるとみなされる場合、社会体系から個人に至るまでの各レベルにおける行動主体の欲求の間には、〈社会体系の欲求=集團の活動欲求=個人の社会的欲求〉という一連の直線図式ができあがる³⁾。(もともとパーソンズの体系概念によれば、社会体系の単位として、実体をもった集團や個人を措定することはできないわけである⁴⁾。にもかかわらず、ここであえて集團や個人を行動主体とみなし、それらがレベルを異にしつつ集積統合されてそれぞれより大きな体系を構成すると考え、分析概念として体系—役割関係を措定するのではなく、ある意味では便宜的ともみえる、諸集團の布置連関とその統合をもって体系をとらえようとするのは、元来パーソンズの体系概念が分析的なものでありながら、じっさいには経験的実体化を経ることによってしか十分に理解されないという一側面をもつことにもよる⁵⁾。その場合、各行動主体の欲求は社会体系を構成する最小の基本的単位にいたるまで、じつはすべて社会体系から付与された欲求にすぎないわけで、いわば欲求の完全同調が仮定されているわけである。これほど高度の統合性をもつ社会体系の現実的存在を想定することはきわめて困難である。また、こうした完全同調の指し示すものは一方においては部分に対する社会体系の完全依存であり、もう一方において、部分はそのレゾン・デートル (raison d'être) をすべて体系に依存しているという意味で、社会体系に対する部分の完全依存でもある。パーソンズの体系モデルはまさにそのようなものであり、全体としての体系の維持存続に焦点をおき、この体系の安定性は諸部分が機能的要請に応えうるかいなかにかかっているとみなされる。ゆえに諸部分は体系の要請に完全同調することを求められ、諸部分の存在意義もそこにあるとみられる⁶⁾。

このような機能的統一および体系と部分との相互完全依存という観念と機能的自律性の概念とは決して両立しえないものである。また、諸部分の完全な相互依存によって体系が成立するという見解も機能的自律性の概念と対立する。なぜなら、ゴールドナーもすでに指摘しているように、そうした見解は〈全体性 (wholeness)〉を重視し、諸部分の欲求充足のさいの依存度がそれぞれ相互に対称均衡的 (symmetrical) だとみなす体系概念を生み出すからである。したがって、機能的自律性の概念は、社会体系のなかに存在するすべての集團や制度が体系の存続に一樣に貢献するとは限らないという見解を、なによりもまず基本的な前提とし、諸部分間の依存度も決して一樣な均衡状態を保つものではないという見解に立つわけである⁷⁾。

(2) 完全自足の観念の排除

すでに、前節の用例 (2) においてふれたように、ある単位または部分がその目標を達成したり欲求を充足したりするうえで、環境に全く依存することなく完全に自足することがもし可能ならば、その単位はそれととりまく環境との間の相互作用を全く必要としないだろう。したがって、そのような単位あるいは部分がいかに多数集合しようとも、有機的に統合された一定の社会体系は構成されえない。部分と他の諸部分、あるいは部分と体系との相互依存関係を全く欠いたところに機能的自律性の概念は存在しない。体系内のある領域に比較的高い自足性を備えた部分が存在する可能性、または、全体に依存度の高くない諸部分から構成される体系が存在する可能性はあるにしても、機能的自律性の概念はあくまでも一定の相互依存関係の存在を前提とし、あらゆる場合に相対主義に立つものである。

(3) 体系の柔軟度の観念

これは機能的統一の公準を排除することにより必然的に導き出される観念である。社会体系がその機能要件を充足するために諸部分に及ぼす統制が完全なものでなく、かつ諸部分も完全に相互依存しているものではないとするならば、各部分の行動は当然ある程度の自由の幅をもちうることになる。経験的に見ても、部分が、他ならぬ体系の要件それ自体の充足を目的としているときでさえ、体系からの干渉や他の諸部分からの干渉を排除し、自らの境界の維持明確化 (boundary-maintenance) をはかり、その内部における自由を保持する場合がある⁸⁾。官僚制組織のなかの、いわゆる専門職部門に保障される自由がこれである。他からの干渉によって専門機能の遂行が阻害されたり、あるいは他の部門と専門部門との相互依存によって双方の機能遂行の能率が低下するのを防ぐための自由であるといえよう⁹⁾。

体系の統制が十分に成功し、部分が要件の充足を即時的な目標としている場合でさえも、そうであるから、統制が不十分なときは、部分の活動はさらに大きな自由の幅を持つことになるだろう。次にあげるのはそのようなケースである。つまり部分は、長期的に見れば、究極的には体系の機能要件を充足しているのだけれども、その究極的目標を達成するためにまず部分構成要素の欲求の充足をはからない限り、部分内部の統合を維持することができない場合である。したがって部分の活動は当面、体系の機能要件の充足に直接的な関わりをもたないものになる可能性がある。たとえば、巨大組織とその内部の支部組織、およびその組織の構成員という形で、体系・部分・部分構成要素の三つのレベルを措定してみよう。巨大組織の要件充足が支部組織の究極的な目標であるとしても、支部組織は暫時的に自らの組織維持・強化のためにメンバー個々人の目標達成あるいは欲求充足に力を注ぎ、支部組織そのものの目標達成は延期される場合などがそうである。これは巨大組織が支部組織のメンバーまで完全に統制し、かつ同調させることが不可能なときにしばしば生ずることである。このとき支部組織が体系としての巨大組織に要求するのは、メンバーの諸欲求を集積・統合し、支部組織自体の欲求（巨大組織の要件に合致するような）に転化させるために必要な自由の幅なのである¹⁰⁾。このような場合、各レベルの欲求の関係は〈社会体系の欲求⇌集団の活動欲求⇌個人の社会的欲求〉というパターンをとる。

以上のように、部分は他ならぬ体系の要件を即時的に充足するため、専門化 (specialization) の要請するところにしたがって一定の自由の幅をもつこともあれば、また究極においては要件を充足するにしても、そのままにまず部分そのものの内部の欲求の充足を暫時的目標とするだけの自由を要求することもある¹¹⁾。社会体系の各部分はこのようにある程度の自由の幅をもち、しかも多かれ少なかれ体系対諸部分、あるいは部分同士相互に依存しあっているわけで、体系の完全統合化 (full integration) に抵抗している¹²⁾。その自由の幅が部分間のクッションあるいは防壁となっている。したがって社会体系は、ある部分の欠落や機能障害がたちまち他の全部分の相互依存と均衡関係に影響を及ぼし体系そのものを存立の危機に陥らしめるほど強固 (rigid) なものだとは見なされない¹³⁾。

(4) 諸部分間の相互依存と、部分・体系間の相互依存との区別

社会体系が柔構造であるとみなされるならば、次のような見解が認められよう。すなわち、ある部分から他の諸部分に対する依存は、そのまま体系全体に対する依存を意味しな

いという命題が成立するはずである。各部分の活動は程度の差こそあれ、多かれ少なかれ機能的なものから逆機能的なものに至るまで、かなりの幅をもって連関しあっているとすれば、そのクッションのゆえに、ある部分から一定の限定的範囲の諸部分に対する依存は、全体への依存という形で体系そのものに波及するとは考えられない。その意味で、ゴールドナーと同じく¹⁴⁾、ある部分から他の諸部分への依存と、部分から体系全体への依存とは区別して考察されるべきだろう。

以上で機能的自律性の概念がもついくつかの含意の検討は終った。われわれはここではじめて、機能的自律性そのものの検討に移ることができよう。

- 1) R. K. Merton, *op. cit.* (森東吾他訳『社会理論と社会構造』, みすず書房, 1961, p. 22) 参照。
- 2) A. R. Radcliffe-Brown, "On the Concept of Function in Social Science," in *Id., Structure and Function in Primitive Society*, Cohen & West, 1952, p. 181.
- 3) 唐突に三レベルにわたる欲求の連関をもちだしてきたのは、この三つのレベルを同時的に考察する方法について、筆者が常にその可能性をうかがっているからである。
- 4) 分析概念としてみた社会体系の単位は、いうまでもなく役割である。cf. T. Parsons, *op. cit.*, 1951, p. 25.
- 5) したがって、ここで<社会体系>という言葉を使用するけれども、それはパーソンズのそれとは異った概念に属するものであり、諸部分としての集團の集積統合体としての意味しかもたないことを、繰り返すことわっておかなければならない。
- 6) T. Parsons, *op. cit.*, pp. 27f.
- 7) A. W. Gouldner, *op. cit.*, 1959a, p. 254, p. 257.
- 8) パーソンズのいう「防御機構 (defence mechanism)」がこれにあたり、部分的傷害をその領域だけに限定するための「隔離 (insulation)」である。cf. A. W. Gouldner, *op. cit.*, 1959a, p. 253, p. 257.
- 9) ブラウは、このような、効果的業務遂行のために主要部局に必要とされる自律性と、組織体系がさまざまな部局を効果的に整序 (coordinate) するために必要とされる集権性との間のディレンマについて言及している。cf. P. M. Blau, *op. cit.*, pp. 819—320.
- 10) リアセットらが、「より大きな組織に対して基本的には忠実 (loyal) であり、その内部の権力に対しては独立的・自律的」なサブ・グループの存在を理想とすると、「基本的には忠実」というのは、究極的に要件を充足することを指し、要件充足のための自由の確保を「自律的」と表現したのだとみることができる。cf. S. M. Lipset *et al.*, *op. cit.*, p. 15.
- 11) これは部分が自律性を保つための三つの方法として、ゴールドナーがあげた、① 撤退 (withdrawal), ② リスクの分散, ③ 全体系の再組織化のうち、① 撤退=「部分が、自らの最低限度の metabolic needs に貢献する力を奪いとるような高度の専門化に抵抗する」ことにあたる。cf. A. W. Gouldner, *op. cit.*, 1959a, p. 259.
- 12) この抵抗と、体系側の欲求 (full integration をのぞむ) との間に常に緊張が存在する。cf. A. W. Gouldner, *op. cit.*, 1959a, p. 255; *Id.*, *op. cit.*, 1959b, p. 421.
- 13) <普遍的機能的公準>の否定、機能的等価性の概念などとさまざまな連関をもつ。cf. R. K. Merton, *op. cit.*, (同訳書, pp. 22f) 参照。
- 14) A. W. Gouldner, *op. cit.*, 1959a, p. 254.

4 機能的自律性・その条件・その諸相

これまでの考察からえられたさまざまな理論的素材にもとづいて、機能的自律性の概念像を明らかにすることはもう可能であろう。したがって、ここではまず、機能的自律性を定義づけるとともに、それを保障する諸条件を整理しておきたい。次いで、体系との関係

において性格を異にする諸集団、つまり、はじめから体系によって配置指定され、より目的論的 (teleological) な機能の遂行を求められる集団と、体系の存在をあいまいにしか意識せず、体系の機能要件という観念が表面にあらわれていない集団とが¹⁾、自律性を保障する諸条件とどのように関わりあって、どのような形の自律性をもちうるのかを検討してみよう。

すでに、用例検討のあとで簡単にまとめておいたが、機能的自律性とは、一定の社会体系の内部における集団や制度 (それを部分とみる) の活動の自由度、または目標達成・欲求充足上の自足度 (independence) を意味し、体系対部分、あるいは他の同位の (coordinate) 諸部分対当該部分という二者間の関係において、当該部分が他からの統制を排除してその目標の決定・達成をどれほど自由に行ないうるか、またはその欲求充足をどれほど自足的に行ないうるかという可能性の問題に帰着する。したがって、自律性の強さは、二者の関係においてどちらの側がより依存度が低いかという相対関係によって決まってくると考えられる。

それゆえ、ある部分が他に対して自律性をもつためには、その部分の活動が、社会体系の存続あるいは他の諸部分の目標達成・存立に必須の要件を充たすことが第一の条件となる。これを、体系または他の諸部分にとっての機能の不可欠性と呼ぶことにする²⁾。ところが、ある部分の活動がどれほど順機能的なものであろうとも、同種の順機能を果たしうる部分が他にも多数存在するならば、つまり機能的にはほぼ等価な (functionally equivalent) 代替可能部分 (alternatives)³⁾ が多数存在するならば、体系や他の諸部分が特定の部分に依存する度合はその分だけ当然低下するといわざるをえない。よって、部分が機能的自律性を保持するための第二の条件としては、部分の代替可能性が低いということをあげなければならない⁴⁾。以上の二条件はいずれも体系ないし他の諸部分が特定の部分を必要とする度合に関する条件であり、この二条件を充たすことによって、体系や他の諸部分から特定部分への依存度は高くなる。

逆に、特定の部分が他の諸部分や体系を必要とする度合もまた、その部分の機能的自律性を左右する条件となりうることは明らかである。したがって、ある部分がその欲求を充足 (目標達成においても、自己の維持・統合においても) するさいに、他者への依存度を低くすることが第三の条件となる。これを自足性の高さに関する条件と呼ぼう。中間集団論のコンテキストに沿って言えば、社会体系における部分としての中間集団は、その目標を達成するうえで、あるいは自己の存続をはかるうえで、体系に対する依存度がとりわけ低くなければならない。以上、部分の機能の不可欠性、部分の代替可能性の低さ、部分の自足性の高さという三条件を充たすことによって、その機能的自律性は保障されるわけだが、これらは視野を体系内に限定した場合の条件である。さらに体系外に視野を拡大すれば、第一・第二の条件を補強する技術として、部分が複数の体系にとって必須の機能を遂行する方法があり、第三の条件を補助的に (というのは、自足性が低く、どうしても他者に依存しなければならない場合) 充たす技術として、部分が体系外に依存する方法の二つが残されている⁵⁾。こうした条件をどの程度充たすかによって部分の自律度が異ってくるわけであるが、そうした条件の充たし方は、部分としての集団が体系に対してどのような存在様式をとるかによって決まると考えられる。

そこで、まず集団や制度を、その結成・成立動機という観点からみて、はじめから社会体系の機能要件の充足をその活動目標とすべく義務づけられたものと、そうでないものとに分けてみよう。たとえば、行政機構のなかに配置されている官僚組織の各部局や、大企業組織の内部にある各営業所や部局などは前者であり、コミュニティ・家族、および各種の自発的結社 (voluntary associations) は後者である⁶⁾。

前者の存立は体系から割り当てられた機能 (順機能と逆機能との正味差引 net-balance において) の遂行を前提としており、機能の遂行を離れて自らの維持存続をはかることは考えられない。その意味で、部分は存立の基盤そのものからすでに体系に大きく依存し、機能遂行の過程においても、体系のもとに厳格に配置されているところの、他の諸部分に依存する場合が多い。ゆえに、ある部分が、所与のものとして機能遂行を割り当てられている限り、自律性を保持する可能性はきわめて小さいと言わざるをえない。こうしたなかにあって、企業における営業部門などが他の部門に比較して相対的に高い自律性をもちうるのは、それが体系外の顧客に機能遂行の足場をもっているからにはかならない。そのほかにはすでに述べたように、より効果的な機能遂行のために境界維持をはかるとか、部分内統合をはかるとかといった場合の、いわば政策的な自律性を認められるだけである。

そうした類の集団とは別に、体系の存在を不明確にしか想定していなかった部分、つまりコミュニティのように生成の動機がより大きな体系に対して不明確であり、自然存在あるいは事実的存在としか呼べないような集団、または自発的結社のように自発的に生成した集団についてみることにしよう。このような諸集団は体系の要件を明確に意識することなく、独立した欲求をもち、その充足を活動目標とする場合が多い。したがって、この種の集団の自律度は、その活動が体系にとって機能的であるかいないか、より正確に言えば表面にかかげられた目標 (顕在的) がどうであれ、欲求充足活動そのものの結果 (潜在的機能も含めて) が順機能的であるかいないか、その活動過程において体系に依存するかいないか、他の諸部分集団に依存するかいないか、によって決まるだろう。

簡単のために表示すれば次のようになる。この表からすでに明らかのように、部分が体

[表] ⁷⁾ 部分の活動と体系・諸部分との機能関係

	体系に対して	体系への依存度 小(+), 大(-)	他の諸部分への 依存度 小(+), 大(-)	自律度	
部分の 欲求充足・ 目標達成活動	(1) 機能的 +	(i) + (ii) - (iii) + (iv) -	*(+) (-) (+) (-)	++ (+) + (-) ± (+) ± (-)	} 高い自律性 系列化されやすい
	(2) 没機能的	(i) + (ii) + (iii) - (iv) -	**(+) *(-) (+) (-)	+ (+) + (-) - (+) - (-)	
	(3) 逆機能的 -	(i) + (ii) + (iii) - (iv) -	**(+) *(-) (+) (-)	± (+) ± (-) - (+) - (-)	} 隔離・分離されやすい 体系外放逐, 体系内孤立 存立不能

* 中間集団論的アプローチからすれば、部分対体系の相互依存関係における自律性が主要なテーマとなるので、諸部分間の関係は () に入れた。
** これらは当該部分から他の諸部分への貢献も重要な条件となるケース。

系に対してもっとも高い自律性をもちうるのは、(1—i) の場合である。この場合、部分の活動は体系の機能要件を充足するわけだけれども、その活動遂行過程において、当の部分は体系全体に対しても、またはその内部の一定の限定的諸部分に対してもほとんど依存しない。したがって、機能的等価部分が他に多数存在しない限り、体系は部分に一方的に依存しなければならないであろう。そのような状況のもとで、部分はほぼ完全に近い自律性を保持することができるわけである。

(1—ii) の場合も、体系が自己維持のため部分に依存する点では (1—i) と同じである。だが、当の部分が自らの欲求を充足する過程で、少なくとも体系内の特定の諸部分には依存しなければならないという点でまえの場合と異なる。したがって、それが依存している諸部分の統制にはある程度同調しなければならないだろう。当の部分と他の諸部分との間に均衡のとれるような相互依存関係がもし存在するならば（つまり、他の諸部分への貢献度も高ければ⁸⁾）、当の部分は体系に対して高い自律性を、他の諸部分との間には均衡関係を保つことができよう。だが逆に、他の諸部分に一方的に依存しなければならないときは、依存対象に対して、そのぶんだけ自律度が低下する。

(1—iii)、(1—iv) の場合は、体系の機能要件の充足を、所与の義務あるいは所与の目標として割り当てられた集団と結果的には同じ存在様式をとることになる。そのような集団（一部分）は、体系にとって必要な機能を果たすけれども、その機能の遂行過程においては逆に、多くを体系に依存するわけであり、その限りで体系からもっとも強くコントロールされやすい。したがってこれらはもっとも系列化されやすい部分であると言えるが、自らの目標達成・欲求充足の過程において、体系内の諸部分にほとんど依存しない（体系外には依存するかもしれない）(iii) のタイプと、他の諸部分に依存する (iv) のタイプとの間には、自律度の多少の差があらわれてくることはすでに述べたとおりである。

次に考えられるケースは、ある部分が自らの目標達成または欲求充足のために一定の活動を行ない、その結果が体系に対して、機能的でも逆機能的でもないような存在の仕方であろう。そのような部分の自律度は、体系あるいは体系内の他の諸部分に対する依存度によって決まると考えられる。そうした差異は(2)の(i)、(ii)、(iii)、(iv)にあらわれている。体系への貢献度・依存度、諸部分への依存度ともに低い(2—i)のような集団は、体系全体に対して当然、自己満足的な自律性をもつけれども、それが体系内に存在しうるのは、自己の欲求充足活動の結果が、他の諸部分の活動に貢献するところがある場合だけに限られる。(2—ii)の場合も、存在するのは、主として部分対他の諸部分という相互関係である。したがって、体系全体に対しては自由でありうるが、真に自律的であるかどうかは、この場合も、諸部分に貢献しうるかいなにかかっている。ところが、(2—iii)および(2—iv)の場合は、部分の活動が体系に貢献するところは少ないにもかかわらず、その活動上、多くを体系に依存するわけである。すでにその条件のみによって、部分は容易に操作される可能性をもつけれども、なかでも、他の諸部分にも同時に依存しなければ、部分の欲求充足活動を行なうことができない(2—iv)の場合、自律性をもつことは不可能となる。これら(2)のタイプの場合、部分の活動の大部分は、体系側の許容の範囲(zone of indifference⁹⁾)内にあるわけだが、(1)から(iv)に至るにしたがって部分の依存度が高くなるため、許容(indifference)の程度はだんだん低くなる。したがって、そのぶん

だけ逆に、体系から部分が疎隔される可能性が強くなるろう。

(3)に至れば体系は部分の活動にもはや無関心ではありえなくなる。(3-i)は体系全体にも他の諸部分にも依存することなく、体系の存続を阻害するような活動をする部分である。体系の側はそれを体系外に放逐することにより、自らの安定をはかろうとするであろう。もし完全に放逐されれば、この部分が体系にとって自律性を保ちうるかいなかという問題設定は意味をもたないものになる。いずれかの体系のもとに存在しない限り、部分の自律性を問われることはありえないのだから。したがって、ここでは、当該部分から他の諸部分に対する貢献度が問題になってくるだろう。いかに体系に対立するものであろうとも、その部分が他の部分に貢献している限り、体系は容易にそれを放逐しえない¹⁰⁾。そのなかでこの部分は自律性を保ちうるわけである。(3-ii)についてもほぼ同じことがいえる。当該部分から他の諸部分への依存度が高いため、当該部分の自律度は低けれども、もし他の諸部分に対する貢献度が大きければ、いくつかの部分間の互酬性 (reciprocity) が高くなり、体系に対する部分の自律性は強化される可能性もある。逆にもし当該部分から他の諸部分への貢献度が低ければ、体系は、周囲の諸部分から当該部分だけを孤立させて依存不可能な状態にし、体系の安定をはかるかもしれない。いずれにしても、(i)(ii)の場合ともに、部分がどれほどの自律性を保持しうるかは、その部分から他の諸部分に対する貢献いかんにかかっている。(3-iii)および(3-iv)の場合、当該部分と他の諸部分との互酬性の度合いに応じて多少状況は変わるけれども、部分の活動が体系に対して逆機能的であり、しかもその活動において体系に依存する度合いが大きいわけだから、そのような部分は体系外に隔離されるか放逐され、たちまち存立の危機を迎えることになろう。

以上はいずれも、操作上の単純化のために、部分のあらゆる活動の結果(機能的、逆機能的、顕在的、潜在的などすべての機能の正味の差引勘定の結果)をトータルに単一的に想定した限りでの考察であった。だが現実には、社会体系に内包される諸部分は単一機能を遂行するものから複数機能(multiple functions)を遂行するものまで多岐にわたっている。したがって、当然一つの部分が性格の異った二つ以上の活動を行なうことにより、自己の欲求を充足させている場合もありうるわけである。より精巧な分析を行なうためには、それらの活動は区別されなければならない。そのような場合、ある活動は体系に対して機能的であり、他の活動は没機能的または逆機能的であるケースが現われてくる。そのなかから、ある部分が、一方では逆機能を果たしつつも、他方で順機能を果たしているために強い自律性をもつこともある点に留意しておかなくてはならないだろう。

- 1) この区別は、パーソンズの体系概念、すなわち、全体系内のあらゆる部分は至上権によって(ex catedra)直接的に体系に結びつけられているという見解と、マートンの概念、すなわち部分は、体系としての脈絡をもった構造の、公準化された欲求に関わりをもつことを必ずしも要求されないという見解の相違とも対応する。cf. A. W. Gouldner, *op. cit.*, 1958a, pp. 244-245.
- 2) R. K. Merton, *op. cit.*, (同訳書, pp. 28-32)
- 3) *Ibid.*, (同訳書, pp. 30-32).
- 4) 機能主義においては、機能的等価性、機能的代替可能項目などの概念がふんだんに駆使されているにもかかわらず、機能的自律性に関して、こうした条件を考慮した用例が見られなかったのは、わたしの資料不足のせいだろうか。
- 5) 第一、第二の条件を補強する技術は、いわば「引く手数多」という状態をつくりだすことによって、現在内包されている体系をいつでも切り棄てることのできるようにすることである。第三

の条件を補助する技術は、欲求充足の手段を体系外に求めて、部分が、内包されている当の体系に対しては自律性を保つことである。用例検討のさいに例示した、マートン、ゴールドナーの論述、および、ゴールドナーのいう「リスクの分散」はこれにあたる。cf. R. K. Merton, *op. cit.*, p. 322; A. W. Gouldner, *op. cit.*, 1959a, p. 254, p. 259.

さらにまた、部分が複数の体系に欲求充足の足場を求める場合、現に内包されている体系のコントロールがさらに強くなり、いわゆる交差圧力 (cross-pressure) の問題がでてくることは留意しておかなければならない。

- 6) ギュルヴィッチが行なったところの、集団形成の根拠による三分類、① 強制的帰属にもとづく集団、② 事実的帰属にもとづく集団、③ 自発的意志による帰属にもとづく集団を参照。ここでは、①に②・③を対立させる。cf. G. Gurvitch, *La vocation actuelle de la sociologie*, Presses Universitaires de France, 1950, pp. 321-327.
- 7) 部分の自律度に影響を与える変数は四つある。つまり、この表のなかに導入した (イ)体系に対する機能関係、(ロ)体系への依存度、(ハ)他の諸部分への依存度、のほかに、(ニ)他の諸部分に対する機能関係(他の諸部分の欲求充足に貢献するかいなか)がつけ加えられるべきである。しかし、それを加えれば、24種の自律度を考慮しなければならないであろう。論理的に重要なケースを見落とす危険性を知りつつも、繁雑さに眩惑されて自律性の特徴を発見しえない可能性をおそれ、ここではあえて三つにしぼった。もちろん前節までの論理に従ってこの図を作ったこと、中間集団のコンテキストに従ったことも、三つにしぼった理由の一つである。
- 8) この変数を図中におさめなかった理由は、前註でことわったとおりである。
- 9) バーナード (C. I. Barnard, *The Functions of the Executive*, Harvard University Press, 1938, p. 167) の用法とは異なることをことわっておきたい。
- 10) このような状況のなかで、緊張発生源としての部分を統制することもできず、また体系外へ放逐することもできない場合、体系がその緊張に対処する方法をゴールドナーは三つあげている。第一は体系が部分を隔離すること、第二は体系自身、自らの拡大をはかること、第三は体系のリスクをもっとも自律度の低い部分に選択的に配分しておくこと。cf. A. W. Gouldner, *op. cit.*, 1959a, p. 260.

5 おわりに

機能的自律性の諸側面をめぐる繁雑な論議を展開してきたけれども、論議が繁雑になればなるほど、かえってその中に数多くの曖昧な問題が残されることになる。そこで、以上の論議をおわるにあたり、未解明のままあとに残されたいくつかの重要な問題をひろいあげておきたい。そうした問題が整理・解明されるならば、機能的自律性に関する諸問題は、はるかに闡明されたものとなるだろう。

まず、ここで用いた体系概念のなかに潜むいくつかの問題をとりあげなければならぬ。すでに述べたように、もともとパーソンズの体系概念自体に曖昧さが含まれており、多かれ少なかれその体系概念に依拠する限り、われわれは思考過程において、分析概念としての体系概念と実体概念としてのそれとの間で飛躍的往復をくりかえさなければならない。しかも、そこで生じる混乱を、ある意味ではむしろ利用するような形で、われわれは考察を進めている。だが、ここでは社会体系の単位に、行動主体としての集団を措定したことにより、単位の欲求性向 (need-disposition) の問題がまぎれもなく滲入してきた。社会体系の欲求とみなされる機能要件と単位の欲求との絡み合いを考察する場合、そうした傾向はある意味で都合なのだけれども、体系概念を詳細に整序しない限り役割の構造化された体系と欲求の構造化された体系との間の混乱はいつまでも残る。

次に、パーソンズ流に体系を所与のものとし、部分は至上権によって (*ex cathedra*) すべて体系に結びつけられるとみるか、それともマートン流に部分が有機的な相互連関を

もつ限りにおいてのみ体系は分析対象としての意味をもつとみるかという問題がある。ここでは後者の見方を主にしたわけだが、前者の見方のなかで部分の機能的自律性は全く問題とされる余地を残さないのかどうか、つまり専門的機能の能率的遂行のために要認される部分の自由度、あるいは体系の要件充足のために意図的に隔離された部分の自由は自律性の問題のなかで考慮される必要がないものなのかという疑問が残るであろう。また部分を主体としたマートンの立場をとりながらも、部分から体系への貢献、部分から体系への依存、部分から他の諸部分への依存という諸条件によって部分の自律度も、また自律性の性格もかわることは表示したけれども、部分から他の諸部分への機能的貢献の有無によってさらに局面が変わってくることは、十分に想定できながら、なお未検討のまま残されている。

だが、体系概念そのものにおける混乱と同じくらい重要な問題点は、潜在的機能の観点をくみ込むことができなかったことだろう。部分の活動上、意図されなかった潜在的機能がいくつか存在するならば、そのような潜在的機能が体系の要件を充足することもあるわけで、同種の機能の遂行を第一目標としている部分が代替される可能性はそのぶんだけ高くなる。したがって潜在的機能の有無と代替可能性との関連、相互依存関係とそれに介在する代替可能性の大小との関連などを整理することも残された課題となる。

最後にもう一つの重要な問題をつけ加えておきたい。それは集團がその内部に対してもつ包括性と、その集團の自律性との関係である。ここでは、部分としての集團の対内的包括性の問題は意識的に見送ったけれども、対外的な自律性は内部の統合度によって当然影響されるはずである。そうした統合度は、価値の強固さ、成員の欲求の種類（どのような種類の欲求の充足を集團に期待するか）などといった多くの要素によって規定されるだろうから、その問題もいずれ考察されなければならない。